

静岡県告示第198号

静岡県環境影響評価技術指針（平成11年静岡県告示第525号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
目次			目次		
第1章 総論			第1章 総論		
第1～第6（略）			第1～第6（略）		
第2章 各論			第2章 各論		
第1～第24（略）			第1～第24（略）		
<u>第25</u> 日照阻害			<u>第25</u> 放射線の量		
<u>第26</u> 電波障害			<u>第26</u> 日照阻害		
第3章（略）			<u>第27</u> 電波障害		
第1章 総論			第3章（略）		
第1～第2（略）			第1章 総論		
第3（略）			第1～第2（略）		
1 事業特性及び地域特性の把握			第3（略）		
(1)（略）			1 事業特性及び地域特性の把握		
ア（略）			(1)（略）		
イ 地域特性に関する情報			ア（略）		
イ 地域特性に関する情報			イ 地域特性に関する情報		
区分	項目名	内容	区分	項目名	内容
地域の自然的状況に係る項目	（略）	（略）	地域の自然的状況に係る項目	（略）	（略）
	その他	地域景観、景勝地、野外レクリエーション地の分布状況等		その他	地域景観、景勝地、野外レクリエーション地の分布状況、 <u>一般環境中の放射性物質の状況</u> 等
地域の社会的状況に係る項目	（略）	（略）	地域の社会的状況に係る項目	（略）	（略）
環境関係法令等に係る項目	（略）	（略）	環境関係法令等に係る項目	（略）	（略）
*（略）			*（略）		

(2) (略)

2 環境影響評価の項目の選定

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～コ (略)

サ (略)

(4)～(7) (略)

3 調査、予測及び評価の手法の選定

(i) (略)

ア～キ (略)

ク 2(3)サに掲げる環境要素に係る選定項目については、日照障害及び電波障害とする。地域の学校、病院、住居及び耕作地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

(2)～(5) (略)

4～7 (略)

第4～6 (略)

別表 (環境影響要因と環境要素との関連表)

環境要素の 区分	環境影響要因の区分		工事の 実施				土地又は工作物の 存在及び供用			
	細区 分	細区 分								
(略)	(略)									
11 その他	(略)									

(2) (略)

2 環境影響評価の項目の選定

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～コ (略)

サ 一般環境中の放射性物質

(7) 放射線の量

シ (略)

(4)～(7) (略)

3 調査、予測及び評価の手法の選定

(i) (略)

ア～キ (略)

ク 2(3)サに掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

ケ 2(3)シに掲げる環境要素に係る選定項目については、日照障害及び電波障害とする。地域の学校、病院、住居及び耕作地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

(2)～(5) (略)

4～7 (略)

第4～6 (略)

別表 (環境影響要因と環境要素との関連表)

環境要素の 区分	環境影響要因の区分		工事の 実施				土地又は工作物の 存在及び供用			
	細区 分	細区 分								
(略)	(略)									
11 一般環 境中の放 射性物質	放射線の量									
12 その他	(略)									

備考

1～2（略）

第2章 各論

基本的な環境影響評価の項目について、基準となる手法は次のとおりとする。

第1～24（略）

備考

1～2（略）

3 「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握できるものをいう。

4 「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

第2章 各論

基本的な環境影響評価の項目について、基準となる手法は次のとおりとする。

第1～24（略）

第25 放射線の量

1 調査の手法

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。

ア 空間線量率の状況

イ 放射能濃度の状況

ウ 粉じん等の状況

エ 気象の状況

オ 水象、水質、水底の底質及びその他の水環境の状況

カ 地形、地質及び土壌の状況

キ 建設副産物（土砂、木材、コンクリート、金属等）の発生状況

ク 廃棄物の再資源化施設及び最終処分場等における処分状況

(2) 調査地域

対象事業の実施により一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。一般環境中の放射性物質の状況について現地調査を行う場合は、次に

掲げる方法による。

ア 調査地点

事業実施区域及び一般環境中の放射性物質の状況を適切に把握できる地点とする。

イ 調査期間等

調査地域における一般環境中の放射性物質の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。

ウ 測定方法

(7) 空間線量率の状況については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）」に基づく空間線量率の調査の方法などその他必要な精度を確保した方法とする。

(4) 放射能濃度の状況については、環境試料採取法等に基づく土壌、水質、建設副産物及び廃棄物等試料の採取並びにゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー等による分析の方法などその他必要な精度を確保した方法とする。

2 予測の手法

(1) 予測項目

対象事業の実施による放射線の量の変化の状況とする。

(2) 予測地域及び予測地点

調査地域のうち、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。

(3) 予測対象時期等

<p>第25 日照阻害 (略)</p> <p>第26 電波障害 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p><u>対象事業の工事中及び供用開始後で、放射線に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。</u></p> <p>(4) <u>予測方法</u></p> <p><u>次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</u></p> <p><u>ア 放射性物質の拡散・流出防止措置を踏まえて定性的に予測する手法</u></p> <p><u>イ 既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法</u></p> <p><u>ウ 類似の事例を参考にする方法</u></p> <p><u>エ その他適切な方法</u></p> <p>第26 日照阻害 (略)</p> <p>第27 電波障害 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。